

第3回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年6月11日（火）午後2時30分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清      2番 大野 功二      3番 平山 孝行  
4番 齊藤 耕一      5番 秋吉 和行      6番 齊木 清範  
7番 長尾 栄作      8番 脇 文夫      9番 筒井 昌一  
10番 釘宮 修一      11番 堀 誠      12番 森崎 智徳  
13番 黒木 緑子

4. 欠席委員

1名

14番 村上 枝里

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第3回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

(あいさつ)

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第3回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は13名、欠席者は1名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員に4番の齊藤委員、10番の釘宮委員、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はタマネギ、ネギ、ピーマン、トマトが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてレタス、ダイコン、ジャガイモを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、ウメが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてキュウリ、ナス、カボチャを栽培</p>

議長	<p>予定です。農機具は耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約4aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、のだ山幼稚園から北西へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機、草刈機を各2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約51aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、のだ山幼稚園から南東へ約150mの距離に位置した農地であ</p>

<p>議長</p>	<p>り、現地は保全管理されており、一部にミカン、モモが栽培されてい ました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請 地においてブルーベリー、トウモロコシ、ソラマメを栽培予定です。農 機具は草刈機を1台所有しており、耕うん機を1台導入予定です。なお、 契約成立後の経営面積は約2a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意 見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と 地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>13番黒木委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、吉野小学校から西へ約1.2 k mの距離に位置した農地であ り、現地はキュウリ、タマネギ、ジャガイモ、トマト、ナス、ピーマン 等の露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画で す。譲受人は新規就農者で、申請地においてナス、キュウリ、ダイコ ン、ニンジン栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機、チェーンソ ーを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約6a とな ります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意 見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分東高等学校から南東へ約3.8kmの距離に位置した農地であり、現地はプラムが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてプラム、カキを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、耕うん機を2台、トラクター、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約72a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。  (質問・意見なし)
議長	なければ次の2番は、関連する非農地証明願の審議を先に行います。25ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局から報告してください。
事務局	25ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2004年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約2.3 kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。  (質問・意見なし)

議長	<p>なければ、25ページ 1番について採決します。</p> <p>25ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、25ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>では戻りまして、4ページ 2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約2.2 k mの距離に位置した農地であり、現地はクリ、ミカン、カキ、ウメが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてモモを栽培予定です。農機具は草刈機を5台、トラクター、コンバイン、乾燥機を各2台、田植機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約54a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 3番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.6 k mの距離に位置した農地であ</p>

<p>議長</p>	<p>り、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてナス、ジャガイモ、タマネギを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約160a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>2番大野委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.6 k mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地においてジャガイモ、ニンニク、タマネギを栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約144a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ6ページ 5番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告</p>

	<p>と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から北西へ約680mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、ミニ耕うん機を各2台、軽トラックを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約44a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分東高等学校から東へ約1 k mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてカボスを栽培予定です。農機具は耕うん機、軽バンを各1台所有しており、草刈機、ミニ耕うん機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 7番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市中学校から東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ネギ、ニンジン栽培予定です。農機具は耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約17a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ8ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分西高等学校から北西へ約350mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、トウモロコシ、トマト、キュウリ、カボチャ、ナスが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてキュウリ、ナス、カボチャ、トマト、その他露地野菜を栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
3番平山委員	農業委員会として農地の集積を進めている中で、譲受人が二人というのは、方向性として問題はないのでしょうか。
事務局	市街化区域で面積も小さく、まわりに住宅が密集している地域ですので特に問題はないか思います。また受人側の事情として、贈与ですので税金対策もあるのではないかと考えられます。
議長	<p>その他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場から西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、乾燥機を各2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約11aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ9ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南西へ約1.1 k mの距離に位置した農地であり、現地はカボス、ジャガイモ等の露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてカボス、ダイコン、ジャガイモ、ハクサイ、キュウリ、トマトを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有、トラクター、軽トラックを各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約1a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか  (質問・意見なし)
議長	なければ、10ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから北東へ約1.3 k mの距離に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。転用者の状況です。本申請は、土木工事業を営む法人が駐車場及び資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。

議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の11ページ 1番と2番は関連性がありますので、大南地区の委員さんは、一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>1番と2番は、譲渡人以外は同内容です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校から北西へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、貸事業用地（車両置場）として利用するものです。農地区分です。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、12ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項</p>

	<p>に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校から北へ約300mから400mの範囲に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を5台、トラクター、コンバイン、乾燥機を各2台、コーンハーベスター、粃摺機、ハロー、田植機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約6ha となります。地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ13ページ 2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地はビニールハウスが整備されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、5, 60人を雇用し、多肉植物を専門に栽培する認定農業者かつ農地所有適格法人で、申請地において多肉植物を栽培予定です。なお、利用権設定後の経営面積は約1.1ha となります。地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、14ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、植田小学校から南西へ約1.5 kmの距離に点在した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各4台、コンバイン、田植機、軽トラックを各2台、1tトラックを1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約7.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校から北へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ15ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各2台、田植機、軽トラック、小型耕うん機、畔塗機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約96a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ16ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はエダマメ、1筆はキャベツが栽培され、その他は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は解除条件付法人で、申請地においてピーマン、ナス、インゲン、カボチャ、ダイコン、ハウレンソウを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、中耕機、軽トラック、防除機を各2台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1.2ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、17ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、恵良地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、契約成立後の経営面積は約4.2ha となり</p>

ます。

18ページ、19ページにかけて2番です。まず37ページをご覧ください。利用権の双方合意での解約の通知が出ています。この解約した農地が2番の案件に含まれています。現地調査報告です。申請地は、恵良地区、本町地区、福宗地区に位置した農地であり、現地の1筆は耕起され、その他は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約19ha となります。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、矢ノ原地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、契約成立後の経営面積は約1ha となります。

20ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上詰地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に米、麦、野菜を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約15ha となります。

21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にモヤシ、小大豆モヤシ、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約3.5ha となります。

2番です。申請地は、竹中地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、契約成立後の経営面積は約7a となります。

<p>議長</p>	<p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上冬田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約9.6ha となります。</p> <p>それぞれの案件について各審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、23ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>23ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容の1筆は1973年頃から法面として利用しており、2筆は1973年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から北西へ約1.1 k mの距離に位置した農地であり、1筆は法面として利用されており、2筆は植樹され原野化していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1982年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告</p>

です。申請地は、上戸次小学校から南西へ約3.6 kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1982年頃から進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南西へ約3.6 kmの距離に位置した農地であり、現地は進入路として利用されていました。

24ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2010年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から北西へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2008年頃か耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から北西へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。

25ページ 1番は先ほど説明しましたので、2番からです。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2014年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約2.4 kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1999年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市中学校から南東へ約3.7 kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。

26ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容の1筆は1970年頃から耕作放棄により原野化しており、1筆は1970年頃から法面として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小学校から東へ約180mの距離に位置した農地であり、1筆は原野化しており、1筆は不整形地であり急こう配であることから、農地に復元しても継続しても利用することができないことが見込められました。

	それぞれの案件について各審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
7番長尾委員	宅地等に転用している年月日は、何かで確認しているのですか。
事務局	建物登記や固定資産税の課税明細等で確認しています。
議長	他に質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、採決した25ページ 1番を除く、第5号議案について採決します。 第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 次に、27ページ 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、植田小学校から南へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地であるため、農振解除

議長	<p>後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>次に、28ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>28ページから30ページです。農地法第3条の3届出で、相続や時効取得により農地を取得したという届出が合計で7件出ています。</p> <p>31ページ、32ページです。農地法第4条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において、所有者自身が転用するという届出が、合計で4件出ています。</p> <p>33ページから36ページです。農地法第5条第1項第6号届出で、市街化区域内農地において所有権移転を伴う転用の届出が、合計で27件出ています。</p> <p>37ページから39ページです。農地法第18条第6項通知で、3条賃貸借権、利用権の双方合意による解約の通知が、合計で7件出ています。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

6番齊木委員	時効取得とはどのようなものですか。
事務局	<p>自分の農地との認識で10年間以上にわたり農地を占有して利用している。又は他人の所有農地と知っていたが、20年間以上にわたり農地を占有して利用している場合は、時効取得所有権移転登記を申請することで、農地法の許可なく農地の所有権移転が可能となります。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ、その他協議事項について事務局から何かありますか。
事務局	特にありません。
議長	その他、質問・意見はありませんか。
5番秋吉委員	不動産登記法の改正で、所有者が死亡の場合は相続人による所有権移転の登記が義務付けられましたが、未相続農地の貸借の場合はどのような対応になりますか。
事務局	不動産登記法では相続登記が義務化となっておりますが、農地の貸借に関してはこれまで通り基盤法での申請になりますので、推定相続人の過半が同意することで更新することが可能です。
議長	その他、質問・意見はありませんか。
3番平山委員	<p>利用権についてですが、作り手が高齢化で作れない、またイノシシなどの被害対策に手間がかかりすぎるなどの理由から、返却したいとの声が多くなっています。基盤整備で条件の良くない農地を割り当てられた組合法人からは特に返却の相談が増えており、今後は借手を探すことが難しくなっているため、地域計画を進めるにあたって、この問題をど</p>

事務局	<p>うクリアしていくか悩んでいるのですが。</p> <p>特に基盤整備した農地の中には耕作し難いところもあるかと思いますが、地域の方で何とか農地を守っていただきたいと思います。しかしながら現実問題、厳しい状況であることは理解しています。地域計画ではまず守るべき農地のエリアを決めて、その範囲のなかで計画をたて、計画を進めていくのも一つの方法かと思います。</p>
議長	<p>その他、何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第3回定例総会を閉会します。</p>